

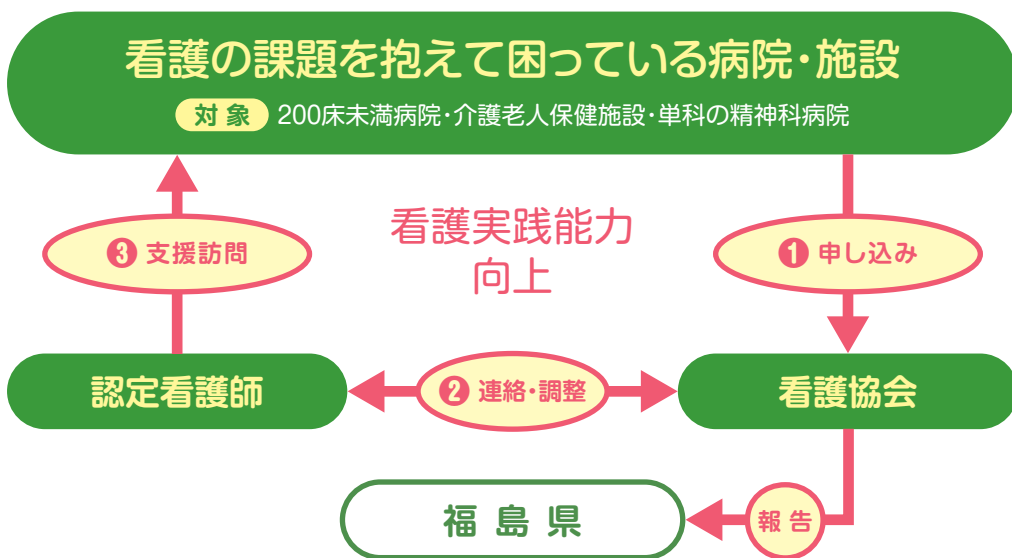
福島県の医療機関における 看護力向上支援事業

認定看護師による支援を通して、
定期的に研修を行うことにより知識と技術を深めて
看護実践能力を高めます。

なにか、
お困りごとは
ありませんか？



<p>看護の質の向上 人材育成・業務改善など 無料で支援します</p>	<p>対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 200床未満病院 ● 介護老人保健施設 ● 単科の精神科病院
--	---



抑制について
ジレンマを
感じています

抑制や虐待といった
人権擁護に関する課題を
一緒に考えましょう

※倫理的課題や人権擁護に関する課題に関して支援をおこないます。

感染対策を
検討していきましょう!

標準予防策
とは？

福島県の医療機関における 看護力向上支援事業実施要項

福島県・公益社団法人 福島県看護協会

1 目的

医療機関・介護老人保健施設のニーズに応じた認定看護師を定期的に派遣し、知識・技術の提供や研修等を実践することにより、看護実践能力を高めることができる。

2 内容

- ① 認定看護師が施設に訪問をし、院内ラウンドにおいて指導や助言をおこない、演習を含む研修会を実施する(受講対象は、施設で決定可)。
- ② 認定看護分野(21分野) / 新たな認定看護分野(19分野：県内の認定看護師の分野^{*1}に限る)
※1:日本看護協会ホームページ > 資格認定制度 > 認定看護師 > 登録者一覧 > 分別都道府県別登録者検索
- ③ 今までに 救急看護、皮膚・排泄ケア、感染管理、摂食・嚥下障害看護、認知症看護、慢性心不全看護、がん化学療法看護、透析看護、慢性呼吸器疾患看護、糖尿病看護 などの分野の支援を行っている。
令和6年度から「精神看護」の支援が加わります。

3 対象

県内の200床未満の病院、介護老人保健施設、単科の精神科病院

4 申し込み期間

令和6年3月8日(金) から 4月8日(月) まで

5 開催期間

令和6年 6月から11月まで(各施設5回・月1回 3～4時間程度の支援)

※ 方策支援検討会：令和6年 6月 3日(月)

※ 事業報告会：令和6年12月12日(木)

6 実施方法

- ① 看護協会が、対象施設に要望書を送付する。
- ② 対象となる病院・施設は、自施設で改善したい課題を明確にする。
- ③ 対象となる病院・施設は、要望書に、希望の分野と希望の理由を記載して、FAXで申し込む。
- ④ 看護協会が、支援実施施設と支援する認定看護師を決定する。
- ⑤ 対象となる病院・施設は、自施設で学びたい研修内容を提出する。
- ⑥ 看護協会が、学びたい内容を認定看護師に送付し、支援日程や内容を相談する。
- ⑦ 方策支援検討会で実施施設と認定看護師が、支援日程や内容を相談する。
- ⑧ 6月から11月迄の期間、研修等を実施する。

7 謝金について

無料(認定看護師への謝金及び旅費は福島県が負担する)

8 その他

申し込みが多数の場合や、認定看護師との調整ができない場合はご要望に応えられない事もありますのでご了承ください。